

1. 産後のサポートについて

■表1：出生数、乳児家庭訪問件数、4か月児健康診査受診率等の推移

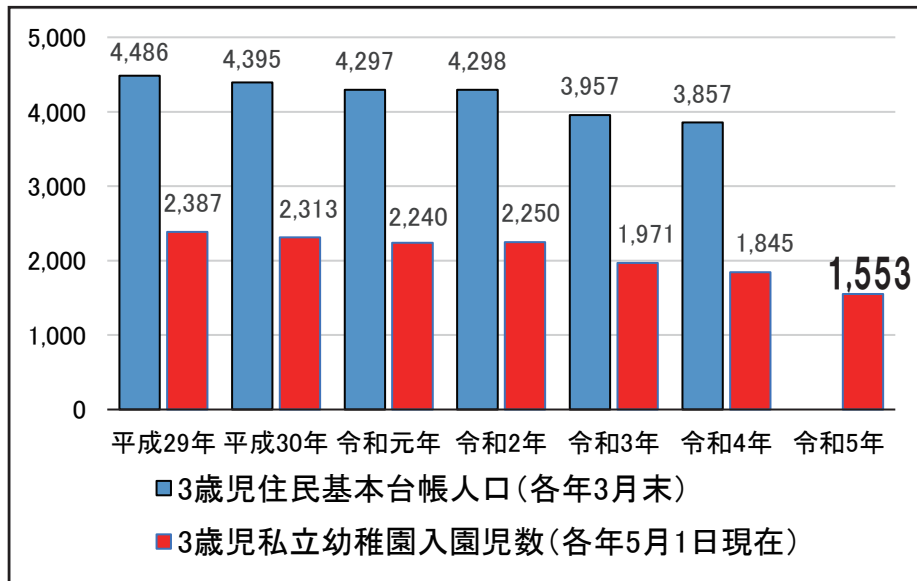
			平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
出生数(各年1月～12月)			4,143	3,976	3,733	3,716	3,507
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
乳児家庭訪問(件) (自己負担なしで原則1回) 電話・オンライン相談含む	保健師	新生児	132	131	180	160	152
		低出生体重児	152	131	141	109	103
		その他の乳児	831	689	866	670	881
		総数(a)	1,115	951	1,187	939	1,136
	助産師(民間)(b)		501	581	494	349	428
	合計(a+b)		1,616	1,532	1,681	1,288	1,564
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
4か月児健康診査	対象者(人)		4,126	3,946	3,556	3,906	3,527
	受診数(人)		4,032	3,892	3,517	3,734	3,462
	受診率		97.7%	98.6%	98.9%	95.6%	98.2%

政新会 田中 正剛
一般質問 参考資料
令和5年3月2日(木)

うち、3カ月未満の
乳児訪問数 861件

2. 幼児教育・保育のあり方について

■図1：3歳児の人口と私立幼稚園入園児数(3歳児)の推移

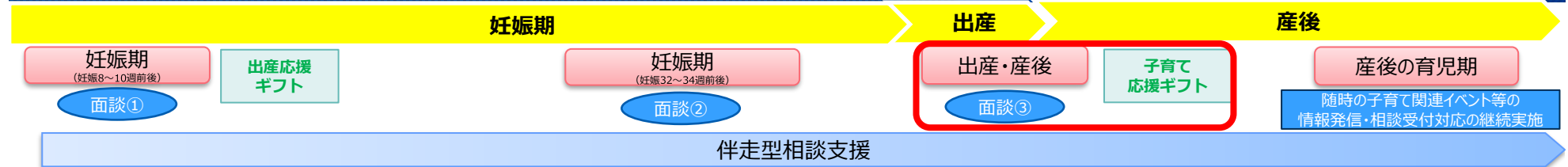


■表2：定員割れしている地域型保育所の充足率(令和4年8月現在)

エリア	地域型保育所の充足率(%)				
浜脇	A保育所 70	D保育所 73.7	G保育所 73.7		
	B保育所 66.7	E保育所 84.2			
	C保育所 80	F保育所 80			
上甲子園	A保育所 91.7				
大社	A保育所 68.4	D保育所 42.1	G保育所 84.2	J保育所 80	
	B保育所 84.2	E保育所 78.9	H保育所 72.2	K保育所 40	
	C保育所 57.9	F保育所 10.5	I保育所 84.2		
広田	A保育所 90.9				
	B保育所 93.3				
	C保育所 90				
甲東	A保育所 91.7	D保育所 91.7			
	B保育所 89.5	E保育所 89.5			
	C保育所 91.7				
山口	A保育所 84.2				
塩瀬	A保育所 60		B保育所 93.3		

出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間の面談（3回目の面談）

（厚生労働省資料より抜粋）



- 出産後の育児の悩みや疲れ等に寄り添って相談支援を行うため、**出生届出後～乳児家庭全戸訪問までの間**に、子育てガイドに沿って面談を行う。 ※子育て世代包括支援センターから地域子育て支援拠点等のかかりつけ相談機関への委託を推奨
- 面談終了後、**子育て応援ギフト（5万円相当）を支給**する

【面談時の実施内容】

- ① 子育て家庭（養育者）にアンケートを記入してもらう
- ② 子育てガイドに沿って、悩みを共有できる仲間作りの機会の紹介や、産後ケア等の利用できるサービスの紹介、育休給付や保育所等の入園手続等を確認
- ③ 子育て応援ギフトの案内、子育て応援ギフトの申請書を記入してもらう
※ 関係機関への情報の確認や共有についての同意取得

【配付物】

- ・ 各自治体の創意工夫に基づく配布物があれば、必要に応じて配布
- ・ 子育て応援ギフト（紙クーポン（商品券や利用券等））
※ 電子クーポン等は手続き終了後、後日郵送も可

【面談のタイミングと方法】（※SNSやアプリ等によるオンライン面談も可）

以下の方法を想定

① 出生届出時に面談

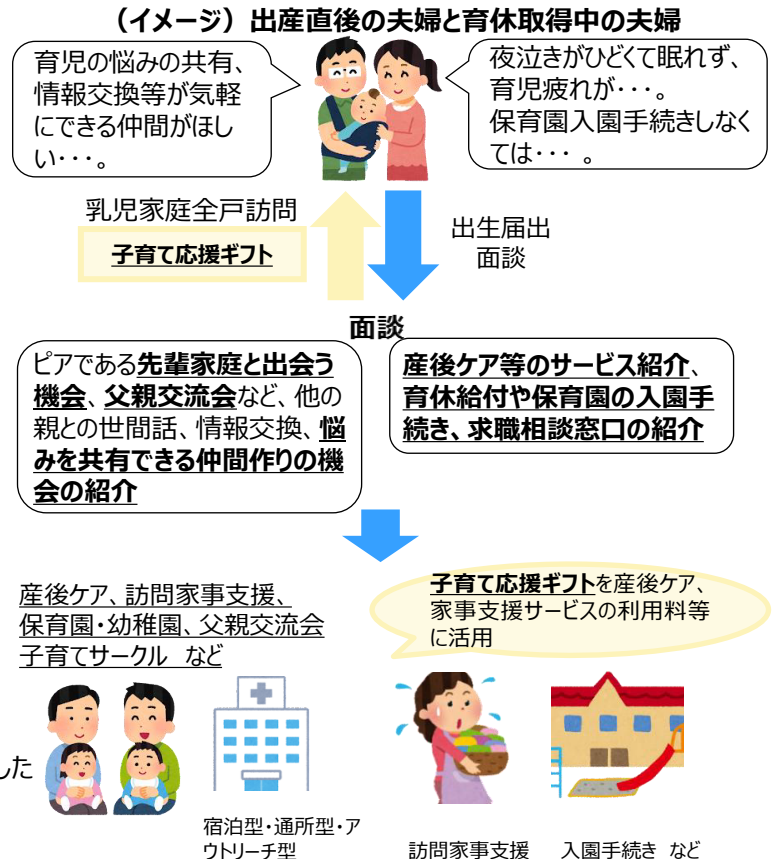
市町村の出生届出窓口職員が、子育て世代包括支援センターの窓口に立ち寄るよう誘導し、センターで面談を行う（ただし、産婦は出産直後であることに十分に配慮）

② 出生届出と乳児家庭全戸訪問の間に面談（新生児訪問時など）

市町村の出生届出窓口から子育て世代包括支援センターに出生届出の情報を共有。センターや身近な相談機関から子育て家庭に連絡し、面談を行う

※ 委託を受けた子育てひろばが、新生児訪問時に同行訪問したり、産後2～3ヶ月児の親子を対象とした交流イベントを案内し、終了後に面談実施、など、面談の敷居が高くないような創意工夫を推奨

③ 乳児家庭全戸訪問時に面談 この機会を活用し、面談を実施



2. 幼児教育・保育のあり方について

■表3：市立幼稚園職員の人数、平均年齢、人件費

職名	区分	職員数	平均年齢	人件費（円）	1人あたり 人件費（円）
管理職	正規	18	55.6	140,960,296	10,068,593
教諭・養護教諭	正規	28	42	253,626,694	9,058,096
臨時的任用教員	非正規	17	32.7	126,928,245	6,044,202

※職員数及び平均年齢は令和4年4月末時点

※人件費は令和3年度決算額

3. 子供の居場所づくりについて

■表4：留守家庭児童育成センター（以後、育成センターと表記）の待機児童の推計

留守家庭児童育成センター	令和4年度		令和7年度（推計）	民設放課後児童クラブ（参考）
待機児童 （ ）内は4年生	116(28)		260(81)	317
待機児童がいる学校	9校		11校	

■表5：放課後キッズルーム事業と育成センターの待機児童の推計

放課後キッズルーム	令和4年度		令和7年度（推計）
直営型	20校	⇒	2校で待機児童
委託型	6校	⇒	3校で待機児童
未開設	15校	⇒	6校で待機児童

放課後キッズルーム未開設校かつ令和7年度に育成センターの待機児童が生じる可能性のある学校のうち、近隣の民設放課後児童クラブの定員を超える学校は3校の見込み。

■表6：令和3年度放課後キッズルーム事業の実績

放課後キッズルーム	平均実施日数	1日平均 利用者数
直営型（8校平均）	233日	45人
委託型（5校平均）	166日	36人

※コロナ禍、ルーム型等で実施回数が少ない学校は平均に含まない。

4. 防犯カメラの効果検証と今後の方向性

○西宮市の人口千人当たりの犯罪認知件数（令和3年）6.01件
※中核市62市中10番目に高い件数

■令和3年3月「西宮市防犯カメラ設置事業効果検証報告書」より

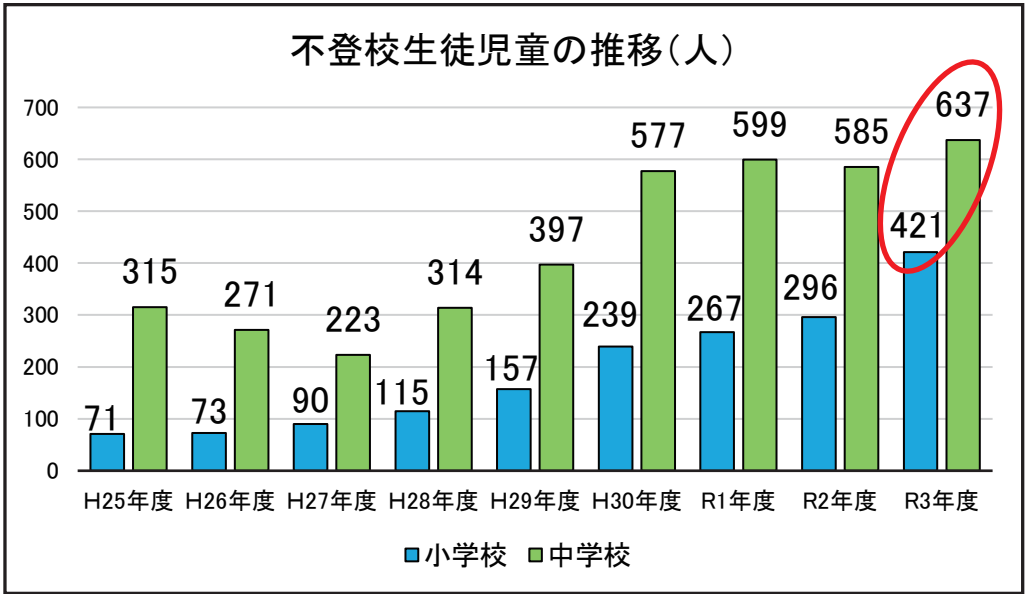
○防犯カメラ設置事業（平成29年度～令和元年度）

- ・設置台数：300台
- ・事業費：3年間で1億4290万2千円
- ・ライフサイクルコスト：79万8千円／台
- ・1年間当たり（法定耐用年数6年）のコスト：13万3千円／台

○警察への画像提供状況

- ・平成30年：70件（14万2千円／件）
- ・令和元年：134件（17万3千円／件）

■図2：不登校児童生徒の推移



(参考) 用語解説

1. 教育・保育施設の対象年齢等について

施 設		箇所数 (R4. 4)	対象年齢					
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
保育所	公立	23	○	○	○	○	○	○
	私立	37	○	○	○	○	○	○
幼稚園	公立	13					○	○
	私立	32				○	○	○
地域型保育事業（私立）	小規模保育事業	39	○	○	○			
	特区小規模保育事業	8		○	○	○		
	家庭的保育事業	7	○	○	○			
	事業所内保育事業	4	○	○	○			
幼保連携型認定こども園（私立）		33	○	○	○	○	○	○
幼稚園型認定こども園（私立）		6	○	○	○	○	○	○

2. 地域型保育事業について

類 型	説 明
小規模保育事業	定員 19 人以下の比較的少人数の環境で、保育の必要性のある主に 0～2 歳児を保育する施設
特区小規模保育事業	小規模保育事業は、0～2 歳児を保育する施設であるが、国家戦略特別区域法に基づく、認定を受けると、0～5 歳児を保育することが可能となる。西宮市では、令和 2 年 9 月に全国で 3 例目（堺市・成田市）となる認定を受け、待機児童の多い 1～3 歳児を対象として、令和 3 年 4 月から事業を開始している。 卒園後（4 歳児以降）は、保護者が希望すれば、公立幼稚園（夙川幼、高木幼、越木岩幼）で預かり保育（長時間保育）を実施し受入れを行う。
家庭的保育事業	定員 5 人以下で家庭的な雰囲気のもと、保育の必要性のある主に 0～2 歳児を保育する施設
事業所内保育事業	民間事業所で、主に 0～2 歳児の従業員の児童と地域の児童と一緒に保育する施設

4. 支給認定制度について

保育所等を利用する場合、子供の年齢と保育の必要性の有無によって、次の表のいずれかの認定を受ける必要がある。

区分	子供の年齢	要件	利用できる施設
1 号認定	3 歳以上	なし	幼稚園、認定こども園（教育利用）
2 号認定	3 歳以上	保護者が就労や疾病などの保育を必要とする事由に該当していること	保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業
3 号認定	3 歳未満		

■資料3（5）高齢化に伴う市内の移動環境について イ）MaaS の取組み



国土交通省 Web サイト「日本版 MaaS の推進」より引用

MaaS（マース：Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものです。